

○学校法人金沢工業大学における競争的資金の間接経費執行に関する指針

(平成 31 年 4 月 1 日施行)

改正 令和 7 年 2 月 1 日

(目的)

- 1 この指針は、学校法人金沢工業大学における競争的研究資金の間接経費に関し、その計画性、透明性、戦略性を図り、もって適正な執行等について定めることを目的とする。

(適用対象)

- 2 この指針の対象となる間接経費は、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(令和 5 年 5 月 31 日改正)」(以下「共通指針」という。)の対象となる研究資金に付与される経費とする。

(定義)

- 3 直接経費及び間接経費とは、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 「直接経費」とは、競争的研究資金により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的研究資金を獲得した機関(金沢工業大学、国際高等専門学校及び革新複合材料研究開発センターをいう。以下「獲得機関」という。)、又は当該獲得機関に所属する教職員が使用する経費をいう。
 - (2) 「間接経費」とは、直接経費に対して一定比率で手当され、競争的研究資金による研究の実施に伴う教職員の研究開発環境の改善、獲得機関全体の機能の向上等に活用するために、獲得機関又は当該獲得機関に所属する教職員が使用する経費をいう。

(基本方針)

- 4 使途に関わる基本方針は次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 間接経費は、外部研究資金を獲得するための研究体制の構築、研究環境全体の機能向上等を図るために使用することを基本方針とする。
 - (2) 間接経費の使途は、「共通指針」に準じるものとする。
 - (3) 間接経費は、獲得機関の長の承認を得て執行する。
 - (4) 間接経費は、獲得した当該年度末までに全額を執行するものとする。
 - (5) 間接経費は、外部研究資金の交付機関が定める使用ルール等において使途制約がない場合に限り合算して使用することができる。
 - (6) 間接経費は、直接経費と合算して使用することはできない。

(使途の具体例)

- 5 間接経費の主な具体的使途は次のとおりとする。
 - (1) 管理部門に係る経費
 - ① 産学連携局の施設・設備の整備、維持、及び運営経費
 - ② 産学連携局の必要事務経費(什器・備品購入費、消耗品費、機器借料、人件費、雑役務費、通

信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費)

③ 革新複合材料研究開発センターの施設・設備の整備、維持及び運営経費

④ 革新複合材料研究開発センターの必要事務経費（什器・備品購入費、消耗品費、機器借料、人件費、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費）

(2) 研究部門に係る経費

① 附置研究所・研究センターにおいて共通的に使用される物品等に係る経費

② 革新複合材料研究開発センターにおいて共通的に使用される物品等に係る経費

③ 当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費（研究者・研究支援者等の人件費、什器・備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費）

④ 特許関連経費

⑤ 附置研究所・研究センターの整備、維持及び運営経費

⑥ 革新複合材料研究開発センターの整備、維持及び運営経費

⑦ ネットワークの整備、維持及び運営経費、大型計算機の整備、維持及び運営経費、大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

⑧ ライブラリーセンター、情報処理サービスセンターの整備、維持及び運営経費

⑨ 基礎研究及び研究に関わるイノベーション創出人材育成経費

⑩ 研究推進に係る諸経費（研究推進奨励金）

⑪ 研究のために学会等に出張する場合の子の出張帯同支援費

(3) その他の関連する事業部門に係る経費

① 研究成果展開に係る経費

② 広報に係る経費

附 則

1 この指針は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この指針は、令和 7 年 2 月 1 日から改正施行する。